

建屋	工程	建屋	設備	建屋	設備
工場棟	蒸発	工場棟	(1)UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備	工場棟	(1)UF <sub>6</sub> 蒸発・加水分解設備
工場棟	乾燥	工場棟	(2)乾燥設備	工場棟	(2)乾燥設備
工場棟	焙焼還元	工場棟	(3)焙焼還元設備	工場棟	(3)焙焼還元設備
工場棟	粉碎	工場棟	(7)ウラン回収設備(第2系列)	工場棟	(4)混合設備
工場棟	充填混合	工場棟	(4)混合設備	工場棟	(5)濃縮度混合設備
工場棟	濃縮度混合	工場棟	(5)濃縮度混合設備	工場棟	(6)ウラン回収設備(第1系列)
工場棟	粉末輸送	工場棟	(6)ウラン回収設備(第1系列)	工場棟	(7)ウラン回収設備(第2系列)
工場棟	ウラン回収	工場棟	(6)ウラン回収設備(第1系列)	除染室・分析室	(8)ウラン回収設備(第3系列)
除染室・分析室	ウラン回収	除染室・分析室	(8)ウラン回収設備(第3系列)	シリンダ洗浄棟	(9)ウラン回収設備(第4系列)
工場棟	酸化ウラン粉末混合	工場棟	(10)圧縮成型設備	工場棟	(10)圧縮成型設備
工場棟	粗成型	工場棟	(11)焼結設備	工場棟	(11)焼結設備
工場棟	造粒混合	工場棟	(13)粉末再生設備	工場棟	(12)ベレット検査設備
工場棟	粉末輸送	加工棟	(14)圧縮成型設備	工場棟	(13)粉末再生設備
工場棟	ベレット成型	加工棟	(14)圧縮成型設備	加工棟	(14)圧縮成型設備
工場棟	焼結	工場棟	(11)焼結設備	加工棟	(15)ベレット検査設備
工場棟	ベレット研削	工場棟	(13)粉末再生設備	加工棟	(16)粉末再生設備
工場棟	粉末再生	加工棟	(14)圧縮成型設備	加工棟	(16)粉末再生設備
加工棟	粉末調整	加工棟	(14)圧縮成型設備	工場棟	(17)燃料棒補修設備
加工棟	粗成型	加工棟	(16)粉末再生設備	工場棟	(18)原料貯蔵設備
加工棟	造粒混合	工場棟	(17)燃料棒補修設備	工場棟	(19)粉末貯蔵設備
加工棟	ベレット成型	工場棟	(18)原料貯蔵設備	工場棟	(20)UO <sub>2</sub> ベレット貯蔵設備
加工棟	ベレット研削	工場棟	(19)粉末貯蔵設備	工場棟	(21)燃料棒貯蔵設備
加工棟	粉末再生	工場棟	(20)UO <sub>2</sub> ベレット貯蔵設備	原料貯蔵所	(22)原料貯蔵設備
加工棟	ベレット乾燥	工場棟	(21)燃料棒貯蔵設備	加工棟	(23)粉末貯蔵設備
工場棟	燃料棒補修	工場棟	(17)燃料棒補修設備	加工棟	(24)UO <sub>2</sub> ベレット貯蔵設備
工場棟	原料貯蔵	工場棟	(18)原料貯蔵設備	加工棟	(25)燃料棒貯蔵設備
工場棟	粉末貯蔵	工場棟	(19)粉末貯蔵設備	原料貯蔵所	(22)原料貯蔵設備
工場棟	UO <sub>2</sub> ベレット貯蔵	工場棟	(20)UO <sub>2</sub> ベレット貯蔵設備	除染室・分析室	(26)粉末貯蔵設備
工場棟	燃料棒貯蔵	工場棟	(21)燃料棒貯蔵設備	第2核燃料倉庫	(27)粉末貯蔵設備
加工棟	粉末貯蔵	加工棟	(23)粉末貯蔵設備	第3核燃料倉庫	(28)粉末貯蔵設備
加工棟	UO <sub>2</sub> ベレット貯蔵	加工棟	(24)UO <sub>2</sub> ベレット貯蔵設備	シリンダ洗浄棟	(29)洗浄残渣貯蔵設備
加工棟	燃料棒貯蔵	加工棟	(25)燃料棒貯蔵設備	シリンダ洗浄棟	(9)ウラン回収設備(第4系列)
原料貯蔵所	原料貯蔵	原料貯蔵所	(22)原料貯蔵設備	工場棟	(12)ベレット検査設備
除染室・分析室	粉末貯蔵	除染室・分析室	(26)粉末貯蔵設備	加工棟	(15)ベレット検査設備
第2核燃料倉庫	粉末貯蔵	第2核燃料倉庫	(27)粉末貯蔵設備	除染室・分析室	(36)分析設備
第3核燃料倉庫	粉末貯蔵	第3核燃料倉庫	(28)粉末貯蔵設備	工場棟	(11)研削設備
シリンダ洗浄棟	洗浄残渣貯蔵	シリンダ洗浄棟	(29)洗浄残渣貯蔵設備	工場棟	(30)秤量設備(工場棟)
シリンダ洗浄棟	ウラン回収	シリンダ洗浄棟	(9)ウラン回収設備(第4系列)	除染室・分析室	(31)秤量設備(除染室・分析室)
工場棟	ベレット検査	工場棟	(12)ベレット検査設備	加工棟	(32)秤量設備(加工棟)
加工棟	ベレット検査	加工棟	(15)ベレット検査設備	原料貯蔵所	(33)秤量設備(原料貯蔵所)
除染室・分析室 分析室及び工場棟 分光分析室	分析	除染室・分析室 分析室及び工場棟 分光分析室	(36)分析設備	第3核燃料倉庫	(34)秤量設備(第3核燃料倉庫)
		工場棟	(11)研削設備	除染室・分析室	(35)秤量設備(分析室)
		工場棟	(30)秤量設備(工場棟)		
		除染室・分析室	(31)秤量設備(除染室・分析室)		
		加工棟	(32)秤量設備(加工棟)		
		原料貯蔵所	(33)秤量設備(原料貯蔵所)		
		第3核燃料倉庫	(34)秤量設備(第3核燃料倉庫)		
		除染室・分析室	(35)秤量設備(分析室)		

【現行保安規定】別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値 (第35条関係)
1. 加工設備 貯蔵設備等に係る核的制限値 (台車及び電動リフトを除く)

【補正申請】別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値 (濃縮度5%以下) (第35条関係)
1. 加工設備 貯蔵設備等に係る核的制限値 (台車・構造速度及び電動リフトを除く) (濃縮度5%以下)

Table with columns for Engineering (工程), Equipment (機器), Serial Number (番号), Quantity (数量), Material Status (核的制限物質の状況), Concentration (濃縮度), Limit Value (核的制限値), Building (施設), Equipment Name (設備), Equipment Type (機器), Quantity (数量), Safety Function Number (安全機能番号), Material Status (核的制限物質の状況), Limit Value (核的制限値), Revision Reason (改訂理由・備考), Construction (設工), and Specification (仕様表). The table lists various industrial equipment like dryers, mixers, and conveyors with their respective safety parameters and revision details.

工程	機器	番号	員数	核種物質の 状態	濃縮度	核的制限値	施設 建屋	設備	機器	員数	安全機能 番号	核種物質の 状態	核的制限値	改訂理由・備考	設工部	仕様表				
																	(10)圧縮成型 設備	大型混合装置	2基	275
酸化ウラン 粉末混合	大型混合装置	275	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 3,000kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	成	(10)圧縮成型 設備	大型混合装置	2基	275	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	・事業許可において核的制限値変更を見直し、質量制限値を3,000kgUから1,500kgUに変更するもの	6次	表八設-9				
	粉末混合機	281 282	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			粉末混合機	2基	281 282	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	6次	表八設-13				
	粉末輸送装置	276	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			大型粉末容器取出 ボックス	2基	276	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	・事業許可において核的制限値変更を見直し、質量制限値を3,000kgUから1,500kgUに変更するもの	6次	表八設-10				
粗成型	繰返し粉投入 ボックス	272	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下	形	工	繰返し粉投入ボックス	1基	272	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 17.5kg-U以下	—	6次	表八設-7				
	組成用プレス	283 284	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			組成用プレス	2基	283 284	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	6次	表八設-14				
	粉末輸送装置 (ホッパー部)	278	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			原料粉末ホッパー	2基	278	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	6次	表八設-12				
	粉末フィーダ	285	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			—	2基	285	—	—	・粉末フィーダは仕様表では原料フードボックスの一部として記載しているため、それに合わせるもの ・核的制限値を見直し、濃縮度4.2%の質量制限値を削除	6次	表八設-12				
	スラグコンベア	286	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			スラグコンベア	2基	286	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	6次	表八設-15				
	粉末集塵装置	287	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			—	—	—	—	—	・事業許可の火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するための容器をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に変更したことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除	6次	表八設-16				
	造粒機	290 291	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			造粒機	2基	290 291	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	6次	表八設-18				
	粉末輸送装置 (ホッパー部) 小分けボックス	294 293	4基 2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			造粒粉末ホッパー 小分けボックス 潤滑剤混合機	2基 2基	294 293	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	6次	表八設-20 表八設-19				
回転混合機	296 299	6基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	2基	296 299	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	・改訂前の保安規定では、6基のうち2基は[296, 298]潤滑剤混合機を指し、残りの4基は[299]回転混合機を指していた。 ・事業許可において火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するため、[299]回転混合機で使用する容器をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に変更したことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため[299]回転混合機4基を減らして、2基とするもの。	6次	表八設-20 表八設-22							
粉末輸送	粉末輸送設備	266 269	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	成	工	繰返し粉投入ホッパー	1基	266	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	・事業許可において核的制限値変更を見直し、核的制限値変更を見直し、[266]繰返し粉投入ホッパー、[269]繰返し粉小分けボックス、[269]繰返し粉投入ホッパーの合計で減速度管理つき1,500kgUに変更するもの	6次	表八設-3				
	小分けボックス	268	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			繰返し粉投入ホッパー	1基	269	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	—	—	6次	表八設-4				
	明替ボックス	274	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			繰返し粉小分けボックス	1基	268	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	—	—	6次	表八設-5				
	繰返し粉輸送装置	265	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			明替ボックス	1基	274	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 17.5kg-U以下	—	6次	表八設-8				
	本成型用プレス	300 301 302	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			繰返し粉輸送装置	1基	265	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	6次	表八設-2				
	本成型用プレス (ホッパー部)	303	2基	U <sub>2</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			本成型用プレス	2基	300 301 302	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	・本成型用プレス(ホッパー部)は仕様表では本成型用プレスホッパーの一部として記載しているため、それに合わせるもの。なお、UO <sub>2</sub> 圧粉ペレットは、本成型用プレス(ホッパー部)では取り扱わない。	6次	表八設-23				
	粉末集塵装置	310	2基	U <sub>2</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			—	—	—	—	—	・事業許可の火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するための容器をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に変更したことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除	6次	表八設-16				
	フードボックス(1)	315	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 質量 17.5kg-U以下(粉末)			フードボックス(1)	1基	315	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 質量 17.5kg-U以下(粉末)	—	6次	表八設-28				
	フードボックス(2)	316	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			フードボックス(2)	1基	316	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 17.5kg-U以下	—	6次	表八設-29				
	フードボックス(3)	317	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 質量 17.5kg-U以下(粉末)			フードボックス(3)	1基	317	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 質量 17.5kg-U以下(粉末)	—	6次	表八設-30				
試験用プレス	313 314	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下	試験用プレス	1基	313 314	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下	—	6次	表八設-27							
圧粉体密度測定 装置	307	2基	U <sub>2</sub> 粉末	5%以下	質量 14.8kg-U以下	ペレット移替機(1) (圧粉体密度測定装置)	1基	307	U <sub>2</sub> 粉末	質量 14.8kg-U以下	・改訂前の保安規定では 圧粉体密度測定装置(2基)と記載していたが、仕様表でペレット移替機(1)(圧粉体密度測定装置)と(2)で分けて記載しているのでもその表記に合わせた。	6次	表八設-25							
焼結	パッチ式小型 焼結炉	326	1基	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下	成	工	パッチ式小型 焼結炉	1基	326	UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下	—	6次	表八設-32				
	ベレット研 削	334	4基	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下			(11)焼結設備	—	—	—	—	・形状制限でありソフト管理が不要であるため削除	6次	表八設-33				
粉末再生	酸化ウラン 粉砕機 ラック搬送装置	359 361 362	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	設	(13)粉末再生 設備	酸化炉(1)	2基	359 361	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	・改訂前の保安規定では酸化炉・粉砕機・ラック搬送装置の合計で核的制限値を記載していたが、仕様表に合わせて、酸化炉(1)と粉砕機(1)のウラン量の合計、酸化炉(2)と粉砕機(2)の合計で核的制限値を示すこととした。なお、ラック搬送装置は仕様表では、酸化炉の構成機器として記載している。 ・核種物質の状態は酸化炉と粉砕機でまとめて記載(事業許可の加工設備本体の構造及び設備でも同様の記載)。	6次	表八設-53 表八設-54 表八設-55 表八設-56				
	回収用乾燥機	354	2基	U <sub>2</sub> ケーキ U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> 粉末	5%以下	質量 14.8kg-U以下			粉砕機(1)	1基	362	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	—	—	—	—	—			
	洗浄ボックス	347	2基	U <sub>2</sub> ケーキ U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下			酸化炉(2)	2基	359 361	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	—	—	—	—		
	フードボックス	364	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			粉砕機(2)	1基	362	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	—	—	—	—	—	—		
	フードボックス (1, 2系酸化明 常用)	356	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 質量 17.5kg-U以下(粉末)			研削乾燥機	2基	354	U <sub>2</sub> ケーキ UO <sub>2</sub> ペレット	質量 17.5kg-U以下	・研削乾燥機ではUO <sub>2</sub> ペレットの取り扱いは行わないため、核的制限値を見直し、質量制限値を14.8kgUから17.5kgUに変更するもの	6次	表八設-49				
	粉末調整	368 369	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			洗浄ボックス (研削工程)	2基	347	U <sub>2</sub> ケーキ U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下	—	—	—	—	—		
	回転混合機	377	2基	U <sub>2</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			洗浄ボックス (圧縮成型工程)	1基	364	U <sub>2</sub> ケーキ U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 17.5kg-U以下	—	—	—	—	—		
	粉末混合機	372 373 376 379 380	2基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			フードボックス(4)	1基	356	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 質量 17.5kg-U以下(粉末)	・改訂前の保安規定では フードボックス(1, 2系酸化明常用)(2基)と記載していたが、仕様表でフードボックス(4)と(5)で分けて記載しているのでもその表記に合わせた。	6次	表八設-50				
	中型混合機	383 384	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			フードボックス(5)	1基	356	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 質量 17.5kg-U以下(粉末)	—	—	—	—	—		
	組成用プレス	387 388	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
粗成型	組成用プレス (ホッパー部)	389	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	成	加	組成用プレス	1基	387 388	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	・変更前の保安規定では圧粉ペレットのことをUO <sub>2</sub> ペレットと呼んで記載していたが、事業許可に合わせて記載を削除	2次	表八設-9				
	組成用プレス (ホッパー部)	389	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			組成用プレス	1基	389	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	—	—	—	—		
	組成用プレス (ホッパー部)	391	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			組成用プレス スラグコンベア	1基	391	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	—	—	—	—		
	粉末集塵装置	392	1基	U <sub>2</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	粉末明替用フード ボックス(1)	376	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	粉末明替用フード ボックス(2)	376	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	造粒機	395	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	回転混合機	377	1基	U <sub>2</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ベレット 成型	本成型用プレス	397 398 400	1基	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下			質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	設	(14)圧縮成型 設備	本成型用プレス	1基	397 398 400	U <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ペレット	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	—	—	—	—
		本成型用プレス (ホッパー部)	399	1基	U <sub>2</sub> 粉末	5%以下			減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			—	—	—	—	—	—	—	—	—
粉末集塵装置		405	1基	U <sub>2</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下	—	—	—			—	—	—	—	—	—	—		
ベレット 研削	センターレス グラインダ	416	1基	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				



工程	機器	番号	員数	核種物質の 状態	濃縮度	核的 制限 値	施設 種別	設置 位置	設備	機器	員数	安全 機能 番号	核種物質の 状態	核的 制限 値	改訂理由・備考	設工期	仕様表																						
粉末再生	酸化物	435	1	U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	加工棟	(16)粉末再生設備	酸化物	1	1	U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量(合計) 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	改訂前の保安規定では酸化物・ラック搬送装置でそれぞれ核的制限値を記載していたが、核的制限値を変更して酸化炉・ラック搬送装置の合計を示すこととした。なお、ラック搬送装置仕様表では、酸化炉の構成機器として記載している。 ・核的制限値の適用は酸化炉とラック搬送装置の合計とする。 ・改訂前の保安規定では「(注3) NP型輸送容器、NF-XI型輸送容器及び内容器は1台のみ」と記載していたものを核的制限値として記載するもの。 ・UO <sub>2</sub> 粉末を入れた輸送容器を取り扱うことから、設工申請書でUO <sub>2</sub> 2ペレットを追加したためそれに合わせるもの。	2次	表八股-26 表八股-27																							
																	437	1	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	粉砕機	1	435	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量(合計) 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下													
																	436	1	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	ラック搬送装置	1	436	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下													
																	432	1	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下	スクラップ回収装置 (回収用乾燥機)	1	432	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 17.5kg-U以下													
																	427	2	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下	洗浄ボックス	2	427	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 17.5kg-U以下													
																	434	1	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 17.5kg-U以下(粉末)	粉末再生フードボックス	1	434	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 17.5kg-U以下(粉末)													
																	440	8	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	減速度 乾燥機内は 40℃飽和水蒸気以下	乾燥機	8	440	UO <sub>2</sub> ペレット	減速度 乾燥機内は 40℃飽和水蒸気以下													
燃料補給	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	449	1	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下	(17)燃料補給設備	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	1	449	燃料補給	質量 14.8kg-U以下		6次	表二股-11																								
原料貯蔵	シリンダ貯蔵架台	491	1	UF <sub>6</sub> 固体	5%以下	減速度 H/U=0.088以下	加工棟	(18)原料貯蔵設備	シリンダ貯蔵架台	1	491	UF <sub>6</sub> 固体	(UF <sub>6</sub> シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下	---	6次	表へ股-1																							
																	シリンダ転倒装置	493	1	493	(UF <sub>6</sub> シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下																		
																	秤	撤去	1	撤去	UF <sub>6</sub> 固体	減速度 H/U=0.088以下	当該機器を撤去したため削除																
粉末貯蔵	大型粉末容器 (台車付)	496	72	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 2.644kg-U以下/容器	加工棟	(19)粉末貯蔵設備	大型粉末容器	72	496	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量(複数ユニット) 1.500kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下	改訂前の保安規定では、核的制限値を変更して、核的制限値を変更して、質量制限値を2.644kg-Uから1.500kg-Uに変更するもの。 ・設工申請書仕様表に合わせて大型粉末容器の基数を明記するもの	6次	表へ股-5																							
																	中間仕掛品一時貯蔵棚	507	2	507	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																		
																	運搬台車	504	7	504	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																		
																	粉末一時貯蔵棚	510	4	510	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																		
																	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	514	16	514	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																		
																	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	502	1	502	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																		
																	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵	圧粉ペレット一時貯蔵棚	546	1	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下	加工棟	(20)UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備	圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1	546	UO <sub>2</sub> ペレット	収納部厚み 10.7cm以下	改訂前の保安規定では形状制限でありソフト管理が必要であるため除外し、圧粉ペレット	6次	表へ股-20						
																																		焼結ペレット一時貯蔵棚	550	1	550	収納部厚み 9.4cm以下	
																																		仕上りペレット一時貯蔵棚	557	4	557	収納部厚み 9.4cm以下	
																																		スクラップ貯蔵棚(ペレット用)	554	2	554	質量 14.8kg-U以下/容器	
燃料貯蔵	燃料棒一時貯蔵棚	579 581	2	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下	加工棟	(21)燃料貯蔵設備	燃料棒一時貯蔵棚	2	579 581	燃料棒	収納部厚み 10.7cm以下	改訂前の保安規定では「1式」と表記したため削除された。 ・工場建設工事(第15号)燃料棒一時貯蔵棚(1基)と工場建設工事(第5号)燃料棒一時貯蔵棚(1基)の合計2基と記載するもの。	6次	表へ股-43 表へ股-45																							
																	原料粉末貯蔵棚	523	1	523	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																		
粉末貯蔵	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	526	1	UO <sub>2</sub> 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器	加工棟	(23)粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4	526	UO <sub>2</sub> 粉末	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下	改訂前の保安規定では、核的制限値を変更して、核的制限値を変更して、質量制限値を16.0kg-U以下/容器から16.0kg-U以下/容器に変更するもの	2次	表へ股-9																							
																	燃料棒貯蔵棚	517	5	517	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																		
																	フードボックス	522	1	522	質量 17.5kg-U以下																		
																	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵	圧粉ペレット貯蔵棚	564	1	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下	加工棟	(24)UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備	圧粉ペレット貯蔵棚	1	564	UO <sub>2</sub> ペレット	収納部厚み 10.7cm以下	---	2次	表へ股-10						
																																		焼結ペレット貯蔵棚	566	1	566	収納部厚み 10.7cm以下	
																																		燃料貯蔵	587	1	587	燃料棒	収納部厚み 10.7cm以下
																																		原料貯蔵	487	1	487	UF <sub>6</sub> 固体	(UF <sub>6</sub> シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下
原料貯蔵	シリンダ貯蔵架台	489	1	UF <sub>6</sub> 固体	5%以下	減速度 H/U=0.088以下	加工棟	(33)秤量設備	UF <sub>6</sub> シリンダ秤量器	1	922	UF <sub>6</sub> 固体	減速度 H/U=0.088以下	改訂前の保安規定では「1台」と表記したため削除された。	7次	表り股-9																							
																	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (作業室(2))	529	4	529	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																		
粉末貯蔵	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	532	4	532	UO <sub>2</sub> 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器	(27)粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第2核燃料倉庫)	58	532	UO <sub>2</sub> 粉末	質量(複数ユニット) 8.0kg-U以下/容器 (下から2段目・5段目) 質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下(下から1段目)	改訂前の保安規定では、核的制限値を変更して、核的制限値を変更して、質量制限値を8.0kg-U以下/容器から16.0kg-U以下/容器に変更するもの	6次	表へ股-17																								
粉末貯蔵	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	540 542	1	540 542	UO <sub>2</sub> 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器	(28)粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第3核燃料倉庫)	1	540 542	UO <sub>2</sub> 粉末	質量(複数ユニット) 16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下	改訂前の保安規定では「(540)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(6基)」「(542)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2基)」をまとめて、1式と記載するもの。 ・仕様書の記載に合わせて保安規定にも複数ユニットの核的制限値を明記するもの	7次	表へ股-9																								
粉末貯蔵	粉末回収・ペレット取扱ボックス	535	1	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	5%以下	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 17.5kg-U以下(粉末) (注1)	加工棟	(25)粉末貯蔵設備	粉末回収・ペレット取扱ボックス	1	535	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 17.5kg-U以下(粉末) (注1)	---	7次	表へ股-4																							
																	粉末容器ハンドリング装置	536	1	536	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 17.5kg-U以下(粉末) (注2)																		
																	クレーン	544	1	544	質量 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 (注3)																		
																	洗浄残渣貯蔵	洗浄残渣貯蔵棚	598	1	UF <sub>6</sub> 粉末等	5%以下	収納量 6.43kg-U以下/容器	加工棟	(29)洗浄残渣貯蔵設備	洗浄残渣貯蔵棚	3	598	UF <sub>6</sub> 粉末 SUU粉末 SUU粉末	質量(複数ユニット) 6.43kg-U以下/容器	改訂前の保安規定では「(注3) NP型輸送容器、NF-XI型輸送容器及び内容器は1台のみ」と記載していたものを核的制限値として記載するもの。 ・UO <sub>2</sub> 粉末を入れた輸送容器を取り扱うことから、設工申請書でUO <sub>2</sub> 2ペレットを追加したためそれに合わせるもの。	7次	表へ股-20						
チャッキングフリート	600	1	600	質量 6.43kg-U以下																																			
ラック搬入コンベア	601	1	601	質量 6.43kg-U以下	洗浄残渣乾燥機	605	1	605	UF <sub>6</sub> 粉末等	質量(合計) 17.5kg-U以下	改訂前の保安規定では「(注3) NP型輸送容器、NF-XI型輸送容器及び内容器は1台のみ」と記載していたものを核的制限値として記載するもの。 ・UO <sub>2</sub> 粉末を入れた輸送容器を取り扱うことから、設工申請書でUO <sub>2</sub> 2ペレットを追加したためそれに合わせるもの。	7次	表へ股-25																										
洗浄残渣透明フードボックス	604	1	604	UF <sub>6</sub> 粉末等	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	洗浄残渣透明フードボックス	604	1	604	UF <sub>6</sub> 粉末等	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	改訂前の保安規定では「(注3) NP型輸送容器、NF-XI型輸送容器及び内容器は1台のみ」と記載していたものを核的制限値として記載するもの。 ・UO <sub>2</sub> 粉末を入れた輸送容器を取り扱うことから、設工申請書でUO <sub>2</sub> 2ペレットを追加したためそれに合わせるもの。	7次	表へ股-25																									
回転混合機	(注4)	606	1	606	UF <sub>6</sub> 粉末等	質量 17.5kg-U以下	洗浄残渣コンベア	599	1	599	UF <sub>6</sub> 粉末等	質量 17.5kg-U以下	事業許可の火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するための措置をとり、「(粉末)から金属容器(粉末)に容器を変更したことにより、質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除」	7次	表へ股-26																								
ウラン回収	沈殿槽	259	2	UF <sub>6</sub> 粉末等	5%以下	質量(合計) 17.5kg-U以下 ただし、洗浄残渣コンベアに つぎは 質量 6.43kg-U以下/容器	化学処理施設	(9)ウラン回収設備(第4系列)	洗浄残渣沈殿槽	2	259	UF <sub>6</sub> 粉末等	質量(合計) 17.5kg-U以下(注4)	改訂前の保安規定では「(注3) NP型輸送容器、NF-XI型輸送容器及び内容器は1台のみ」と記載していたものを核的制限値として記載するもの。 ・UO <sub>2</sub> 粉末を入れた輸送容器を取り扱うことから、設工申請書でUO <sub>2</sub> 2ペレットを追加したためそれに合わせるもの。	7次	表へ股-7																							
																	遠心分離機	262	1	262	UF <sub>6</sub> 粉末等	質量 6.43kg-U以下/容器																	
ペレット検査	ペレット外観検査装置	343	5	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下	加工棟	(12)ペレット検査設備	ペレット外観検査装置	7	344	UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下	---	6次	表へ股-40																							
																	ペレット外観検査装置(ホリピン部)	344	7	344	質量 14.8kg-U以下																		
																	ペレット外観検査装置(ホリピン部)	424	1	424	厚み 10.7cm以下																		
ペレット検査	ペレット外観検査装置	425	1	UO <sub>2</sub> ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下	加工棟	(15)ペレット検査設備	ペレット外観検査装置	1	425	UO <sub>2</sub> ペレット	質量 14.8kg-U以下	---	2次	表へ股-20																							
																	金属容器(ペレット)受	425	1	425	質量 14.8kg-U以下																		
分析	不純物分析設備	907	1	UO <sub>2</sub> 粉末等	5%以下	質量 14.8kg-U以下(注5)	その他	(36)分析設備	不純物分析設備	1	907	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 14.8kg-U以下(注5)	---	5次	表り股-3																							
																	物性測定設備	908	1	908	質量 14.8kg-U以下																		
																	試料回収ボックス(ホリピン部)	909	1	909	質量 14.8kg-U以下(注5)																		
分析	不純物分析設備	907	1	UO <sub>2</sub> 粉末等	5%以下	質量 14.8kg-U以下(注5)	その他	(36)分析設備	不純物分析設備	1	909	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>2</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 14.8kg-U以下(注5)	---	5次	表り股-4																							
																	試料回収ボックス(不純物分析設備付)	909	1	909	質量 14.8kg-U以下(注5)																		

工程	機器	番号	員数	核燃料物質の状態	濃縮度	核的制限値	施設	建屋	設備	機器	員数	安全機能番号	核燃料物質の状態	核的制限値	改訂理由・備考	設工歴	仕様表
	(3)焼戻元設備								UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ		2基	108	UO <sub>2</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。 ・設工認申請書に併せて核燃料物質の状態としてUO <sub>2</sub> 粉末を記載した。なお事業許可安全機能一覧ではウラン形態は明示していない。加工設備本体の構造及び設備ではUO <sub>2</sub> 粉末を記載	5次	表イ設-11
	(4)混合設備								バックアップフィルタ (サンブラ)		1基	119	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。 ・設工認申請書に併せて核燃料物質の状態としてUO <sub>2</sub> 粉末を記載した。なお事業許可安全機能一覧ではウラン形態は明示していない。加工設備本体の構造及び設備ではUO <sub>2</sub> 粉末とU <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末を記載	6次	表イ設-42
	(5)濃縮度混合設備								バックアップフィルタ (粉末輸送装置②)		1基	128	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。 ・設工認申請書に併せて核燃料物質の状態としてUO <sub>2</sub> 粉末を記載した。なお事業許可安全機能一覧ではウラン形態は明示していない。加工設備本体の構造及び設備ではUO <sub>2</sub> 粉末とU <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末を記載	6次	表イ設-48
									濃縮度混合工程用クレーン		1基	132	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。	6次	表イ設-51
									バックアップフィルタ (粉末輸送装置①)		1基	137	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。 ・設工認申請書に併せて核燃料物質の状態としてUO <sub>2</sub> 粉末を記載した。なお事業許可安全機能一覧ではウラン形態は明示していない。加工設備本体の構造及び設備ではUO <sub>2</sub> 粉末とU <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末を記載	6次	表イ設-55
									バックアップフィルタ (粉末集塵装置)		1基	149	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。 ・設工認申請書に併せて核燃料物質の状態としてUO <sub>2</sub> 粉末を記載した。なお事業許可安全機能一覧ではウラン形態は明示していない。加工設備本体の構造及び設備ではUO <sub>2</sub> 粉末とU <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末を記載	6次	表イ設-63
	(6)ウラン回収設備 (第1系列)								pH調整槽		2基	186	UO <sub>2</sub> スラリー ADUスラリー	質量 (合計) 17.5kg-U以下	・事業許可において核的制限値を見直し。 [186]pH調整槽と[188]ろ過機(廃液用)の合計で質量制限をするもの。	6次	表イ設-84
	(10)圧縮成型設備								バックアップフィルタ (粉末輸送)		3基	271 279	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。	6次	表ハ設-6
									大型粉末容器用クレーン		2基	277	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。	6次	表ハ設-11
									バックアップフィルタ (粉末集塵装置)		4基	289 312	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。	6次	表ハ設-17
	(12)ベレット検査設備								ベレット寸法密度検査装置		1基	345	UO <sub>2</sub> ベレット	質量 14.8kg-U以下	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限であるため追記)	6次	表ハ設-41
									痕跡体密度検査装置		1基	346	UO <sub>2</sub> ベレット	質量 14.8kg-U以下	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限であるため追記)	6次	表ハ設-42
	(13)粉末再生設備								ベレット明替機		1基	357	UO <sub>2</sub> ベレット	質量 14.8kg-U以下	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限であるため追記)	6次	表ハ設-52
	(14)圧縮成型設備								バックアップフィルタ		2基	394 407	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。	2次	表ハ設-12
	(15)ベレット検査設備								ベレット寸法密度測定台		1基	426	UO <sub>2</sub> ベレット	ベレットの厚み 10.7mm 以下	#REF!	2次	表ハ設-21
	(18)原料貯蔵設備								天井走行クレーン (転換5t)		1基	494	UF <sub>6</sub> 固体	(UF <sub>6</sub> シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに減速度制限 (UF <sub>6</sub> シリンダ核的制限値H/U=0.088) を取り扱うものとするもの	2次	表ハ設-21
	(19)粉末貯蔵設備								大型粉末容器貯蔵架台		1式	495	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値を新たに設定するもの。	6次	表ハ設-3
	(20)UO <sub>2</sub> ベレット貯蔵設備								金属容器 (ベレット)		30個	555	UO <sub>2</sub> ベレット	質量 14.8kg-U以下/容器	・設工認申請書仕様表に併せて 金属容器 (ベレット) の個数を明記するもの	6次	表ハ設-35
	(21)燃料棒貯蔵設備								運搬車		1台	586	燃料棒	収納部厚み 10.7mm 以下	#REF!	6次	表ハ設-50
	(22)原料貯蔵設備								粉末輸送容器貯蔵枠		1式	486	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ベレット	(粉末輸送容器) 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下 積載制限 粉末輸送容器を2段以下	・事業許可において減速度制限及び積載制限とするもの。	7次	表ハ設-1
									天井走行クレーン (原料貯蔵所5t)		1基	490	UF <sub>6</sub> 固体 UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末 UO <sub>2</sub> ベレット	(UF <sub>6</sub> シリンダ) 減速度 H/U=0.088 以下 (粉末輸送容器) 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において減速度制限とするもの。	7次	表ハ設-1
	(9)ウラン回収設備 (第4系列)								シリンダ洗浄装置		1式	249	UF <sub>4</sub> 等粉末 UF <sub>4</sub> 等スラリー	質量 (合計) 17.5kg-U以下 (注4)	・事業許可において質量制限値の適用される範囲を明確化し、シリンダ洗浄装置、洗剤槽等全体での取扱い質量の合計を17.5kg-U以下とするもの。 ・設工認申請書でシリンダ洗浄装置の核燃料物質の状態をUF <sub>4</sub> 等粉末、UF <sub>4</sub> 等スラリーとしたため、それに併せて記載するもの。(許可の安全機能一覧では洗剤槽を入れる前の状態としてUF <sub>4</sub> 等粉末を記載、加工設備本体の構造及び設備では水を入れた後の状態としてUF <sub>4</sub> 等スラリーを記載)	7次	表ハ設-1
								洗浄液受槽(1)		1基	254	UF <sub>4</sub> スラリー	6次		表イ設-4		
								液受槽		1基	263	UF <sub>4</sub> スラリー SDUスラリー	6次		表イ設-10		
	(30)秤量設備 (工場棟)								保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10)		10台	923	粉末 ベレット	(ベレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに質量制限とするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの ・当該保安秤量器ではUF <sub>4</sub> 等粉末は取り扱わないため「核燃料物質の状態」に記載していない。	6次	表リ設-2
									保安秤量器 (ウラン管理4)		1台	923	粉末 ベレット	(ベレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに質量制限とするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの ・当該保安秤量器ではUF <sub>4</sub> 等粉末は取り扱わないため「核燃料物質の状態」に記載していない。		
									保安秤量器 (ウラン管理1)		1台	923	UF <sub>6</sub> 固体	(UF <sub>6</sub> シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに減速度制限 (UF <sub>6</sub> シリンダ核的制限値H/U=0.088) を取り扱うものとするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの ・UF <sub>6</sub> シリンダを取り扱うため、核燃料物質の状態として実際に併せてUF <sub>6</sub> 固体を記載するもの	6次	表リ設-3
									保安秤量器 (ウラン管理2)		1台	923	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに質量制限及び減速度制限とするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの ・当該保安秤量器ではUF <sub>4</sub> 等粉末は取り扱わないため「核燃料物質の状態」に記載していない。		
	(31)秤量設備 (除染室・分析室)								保安秤量器 (ウラン管理3)		1台	923	粉末 ベレット	(ベレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに質量制限とするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの ・当該保安秤量器ではUF <sub>4</sub> 等粉末は取り扱わないため「核燃料物質の状態」に記載していない。	6次	表リ設-2
	(33)秤量設備 (原料貯蔵所)								保安秤量器 (ウラン管理5)		1台	923	UF <sub>6</sub> 固体 粉末 ベレット	(UF <sub>6</sub> シリンダ) 減速度 H/U=0.088 以下 (粉末輸送容器) 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに減速度制限とするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの ・UF <sub>6</sub> シリンダを取り扱うため、核燃料物質の状態として実際に併せてUF <sub>6</sub> 固体を記載するもの ・当該保安秤量器ではUF <sub>4</sub> 等粉末は取り扱わないため「核燃料物質の状態」に記載していない。	7次	表リ設-7
	(32)秤量設備 (加工棟)								保安秤量器 (加工棟1) ~ (加工棟9)		9台	923	粉末 (UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、 ベレット UO <sub>2</sub> ベレット)	(ベレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに質量制限とするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの ・仕様表の記載に合わせて、粉末(UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> スラッジ)、ベレット(UO <sub>2</sub> ベレット)を記載	2次	表リ設-1
	(34)秤量設備 (第3核燃料倉庫)								保安秤量器 (ウラン管理6) (ウラン管理7)		2台	923	粉末 ベレット	(ベレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに質量制限とするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの ・当該保安秤量器ではUF <sub>4</sub> 等粉末は取り扱わないため「核燃料物質の状態」に記載していない。	7次	表リ設-7
	(35)秤量設備 (分析室)								保安秤量器 (分析1) (分析2)		2台	923	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (分析サンプル)	質量 14.8kg-U以下 (注5)	・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに質量制限とするもの。 ・設工認申請書仕様表に併せて 保安秤量器の台数を明記するもの	7次	表リ設-10
	(36)分析設備								同位体分析設備		1式	906	UO <sub>2</sub> 粉末 U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (分析サンプル)		・事業許可において核的制限値変更に伴い新たに質量制限とするもの。	5次	表リ設-2